平成２４年（フ）第１１５３号
堺市西区築港新町２丁６番地59
破産者　共栄工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
2　一般調査期日　平成25年５月13日午後２時
平成25年２月４日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０６号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木１丁目57番地、開始決定時の住所岐阜県本巣市浅木194番地３
破産者　清水穴かがりこと　清水　武史
1　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
2　一般調査期日　平成25年５月10日午前10時50分
平成25年２月６日　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４０７号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木１丁目57番地、開始決定時の住所岐阜県本巣市浅木194番地３
破産者　清水久美子
1　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
2　一般調査期日　平成25年５月10日午前10時50分
平成25年２月６日　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３９８号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字門前31番地７
破産者　神谷　孝宏
1　破産債権の届出期間　平成25年３月26日まで
2　一般調査期日　平成25年４月19日午後３時40分
平成25年２月５日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

債権者集会招集

平成２４年（フ）第２０７３号
大阪市中央区南船場２丁目10番30号
破産者　スリースターインターナショナル株式会社
1　期日　平成25年３月21日午前10時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年２月６日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第５７０８号
大阪市平野区長吉川辺２丁目８番22号
破産者　ファーストプランニング株式会社
異議申述期間　平成25年３月27日まで
平成25年２月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７０９号
大阪市城東区東中浜２丁目９番22号池田慶吉方、開始決定時の住所大阪市平野区長吉川辺２丁目８番22号
破産者　池田萬良こと池田正一こと　**鄭**　萬良
異議申述期間　平成25年３月27日まで
平成25年２月６日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２５年（再）第１号
沖縄県中頭郡読谷村字儀間310―１、商業登記簿上の本店所在地沖縄県中頭郡読谷村字高志保1040番地
再生債務者　株式会社沖縄うみの園
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月28日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年４月４日から平成25年４月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

再生計画認可

平成２４年（再）第２号
埼玉県川越市大字中福912番地９
再生債務者　株式会社協和産業
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年２月５日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再）第４号
埼玉県川越市脇田本町10番地18　プラネ川越204号室
再生債務者　佐藤　桂子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年２月４日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再）第１号
香川県坂出市府中町４番地１
再生債務者　株式会社ヨシイモータース
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年２月１日　高松地方裁判所丸亀支部

再生手続終結

平成２０年（再）第７号
滋賀県甲賀市信楽町神山1417番地、再生計画認可決定時の本店所在地滋賀県甲賀市信楽町江田944番地の１
再生債務者　城山陶器商事株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成25年２月４日　大津地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第２６号
北海道小樽市長橋１丁目21番434号　雇用促進住宅長橋団地
再生債務者　大島　直裕
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月12日から平成25年３月19日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（再イ）第１号
兵庫県宝塚市平井１丁目22番１号　サングリーンハイツⅠ203号
再生債務者　藤原　謙吾
1　決定年月日時　平成25年２月５日午後４時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月26日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月12日から平成25年３月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（再イ）第３９０号
札幌市北区新琴似６条13丁目４番16号
再生債務者　外山　克彦
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月13日から平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第６号
札幌市清田区清田６条４丁目２番15号
再生債務者　金　義隆
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月13日から平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第９号
札幌市北区太平10条４丁目５番11号、住民票上の住所札幌市白石区北郷７条９丁目４番19号　地主荘
再生債務者　佐々木俊一
1　決定年月日時　平成25年２月６日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月13日から平成25年３月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（再ロ）第３号
北海道北見市三楽町126番地23
再生債務者　藤澤　弘舜
1　決定年月日時　平成25年２月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年２月27日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月13日から平成25年３月21日まで
釧路地方裁判所北見支部個人再生係